

令和2年12月22日開会

令和2年12月22日閉会

令和2年12月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 1 時 38 分

○議長（金丸三郎君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に萩原次長から報告したい旨の申し出がありましたので これを許します。

萩原次長。

○萩原次長（萩原亨君） 新型コロナウイルス感染対策等についてご報告させていただきます。

本年 7 月 22 日に職員 1 名の感染が判明その後、濃厚接触者などと判定された職員の P C R 検査を実施したところ、7 月 23 日に 3 名、翌 24 日に 1 名の感染が確認され、当初感染者と合わせ計 5 名の感染が判明したものであり、圏域住民及び当議会並びに各関係機関の皆様方には多大なご心配とご迷惑をおかけしたところでございます。

なお、陽性と判明した 5 名につきましては、4 名が市内の医療機関へ入院するとともに、1 名は自宅にての療養を行いました。

感染経路については、調査を行いましたが判明には至らない状況でございました。

その他、陽性者以外の濃厚接触者及び倦怠感や喉の違和感等を訴えた者など計 31 名につきましては、検査の結果すべて陰性でございました。

なお、職員の療養に伴う一定の休暇期間はありましたが、署内での人員応援体制により消防力への影響はございませんでした。

これらの感染を踏まえ、当本部といたしましては、本年 7 月 29 日「職員の新型コロナウイルス感染について」ホームページにおいて、圏域住民に与えた不安をお詫びするとともに、消防隊員及び救急隊員ともに災害出場時には、感染防止衣・ゴーグル・マスク・手袋等を着用していることから、住民の方々への感染の危険性は、極めて低い旨の内容並びに消防庁舎の窓口対策や庁舎内の消毒及び換気対策等の徹底を図っている状況も併せて掲載させて頂きました。

また、職員に対しましては、感染防止対策の徹底を図るため、消防長の依命通達による出勤前の検温、マスクの着用、手指消毒、些細な体調変化であっても上司への報告、解熱直後の出勤を控える旨の指示、救急救助課からは、主な感染経路及び大人数での会食や不要不急の外出の自粛などに関する通知、人事

課からは、職員の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応について、自覚症状がある場合や陽性判定がされた場合における基本的な対応や感染の拡大を防止するための通知を発出いたしました。

なお、現在の感染防止対策としては、各関係省庁及び県などからの通知とともに、山梨県新型コロナウイルス感染症医療対策会議の感染症専門医の指導を受ける中、飛沫感染を防ぐため庁舎窓口には、飛沫防止シート及び職員間の事務机には、プラスチック段ボールの設置、事務室の定期的な換気や多くの職員が触れるドアノブ等の消毒を徹底し行っております。

また、今回の職員間における感染が、マスクを外した食事時間並びに仮眠時の可能性が高いとの指摘により、時間や場所を分けた分散食事や分散仮眠を行い、仮眠室においては、ベッド間にも飛沫防止シートを設置するとともに、サーキュレーターによる室内換気の強化を行っております。

なお、これらに加え、仮眠中においてもマスクの着用をするなどの対策並びに勤務時における職員間の距離を保つため、本部職員の分散勤務なども行っております。

一方、災害出場における対策として、最も感染リスクの高い救急出場においては、どのような救急種別においても、隊員への感染防止対策の徹底を図るため、感染防止衣、マスク、手袋、ゴーグルの着用は元より、傷病者の観察状況によっては、サージカルマスクの変更及び救急車内における感染を防止するための感染防止シートを備えております。

また、救急車を利用する方々への感染防止対策として、救急要請時、既に新型コロナウイルスへの感染が明確になっている場合には、各署及び本部に配備したコロナ対応専用救急車である「コロナ感染症搬送用救急車」での搬送を行い、通常の救急搬送とは分けた運用を行っております。

こうした中、更なる感染防止対策として、本日の議案でもある補正予算において説明をさせていただきますが、各署所の仮眠室のベッド間に既に設置されている飛沫防止シートを耐久性のあるカーテンに交換する工事をさせて頂き、職員間における感染防止を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、業務上における感染防止対策だけではなく、私生活を含めた上での感染対策の強化徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 以上で報告が終わりました。

この件について、質問はありませんか。

五味武彦君。

○五味武彦君 何点か、救急隊に関するコロナ対応での質問があります。

1点目が、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方を搬送した場合、保健所等への連絡はどうなっていますか。また、保健所や病院などから、新型コロナウイルス感染症の方の搬送を依頼された場合は、どのように対応していますか。

2点目が、感染者やその家族への誹謗中傷などが、問題となっていますが、搬送した方の個人情報の保護について教えて下さい。

最後に、救急隊は、感染者を搬送した場合に、搬送先の病院内でどのような活動をするのか、また、搬送後の除染方法などを教えて下さい。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 3点ございましたので当局答弁をお願いします。小野英男君。

○救急救助課長（小野英男君） まず、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方を搬送した場合における保健所等への連絡についてでございますが、現在、保健所の指示により救急隊員は、新型コロナウイルス感染症の疑いの有無に関わらず新型コロナウイルス感染症に対応した標準予防策で出場しておりますので、搬送した傷病者に新型コロナウイルス感染症が疑われるか否かは、搬送先の医療機関で判断し、医療機関から管轄保健所及び消防本部に連絡が入る体制となっており、PCR検査等の結果につきましても連絡をいただいております。

次に、保健所や病院などから新型コロナウイルス感染症の方の搬送を依頼された場合の対応についてでございますが、救急隊員は、標準予防策である感染防止衣から防護服への着用変更とともにマスクはより飛沫対策に強いN95マスクを着用した上で救急車内を飛沫防止シートにより、傷病者と救急隊員とを遮蔽することが可能であるコロナ専用搬送救急車に乗り換えての搬送を行っております。

なお、救急隊員は事前に保健所から感染防止等に関する指示を受けた中での

対応を行っており、陽性者を搬送した場合についても濃厚接触者とはならないとの指導をいただいております。

続いて、感染者やその家族の個人情報の保護についてでございますが、救急隊員は、応急処置及び病院搬送を行うにあたり、必要な個人情報を保健所等から入手いたしますが、これらの情報は、社会に与える影響が非常に大きいため守秘義務等の厳正な対応を行っており、消防機関から個人情報が外部に漏洩することはございません。

続いて、救急隊が感染者を搬送した場合における搬送病院内の活動及び搬送後の除染方法についてでございますが、傷病者を医療機関に搬送した救急隊員は、傷病者の症状及び観察結果の説明を医師に行い、傷病者を引き継いだ後エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、救急車内及び積載資器材並びに救急隊員の消毒を実施後一度、各署所に帰署し、通常の救急出場体制を整え次の事案に備えております。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 五味武彦君。

○五味武彦君 結構です。

○議長（金丸三郎君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 無ければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、議案第8号から議案第14号までの審査を行います。

初めに、議案第8号「専決処分について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第8号「専決処分について（令和2年度国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号））」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の1ページをご覧願います。

この専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いた

しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次の2ページをご覧願います。

2の専決処分する理由でございますが、長年の雨風等の影響により、国母公園管理事務所エントランスの屋根が破損し、緊急に防水改修工事が必要なため、工事請負費を追加するにつきましては、国母公園管理事業特別会計予算の補正を必要としますが、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をするものでございます。

次の3ページをご覧願います。

補正の内容につきましては、国母公園管理基金から本年度予算に繰り入れするものでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ1,742万円とするものでございます。

次に6ページ、7ページをご覧願います。

歳入でございますが、4款1項1目 国母公園管理基金繰入金に補正額77万円を繰り入れするものであります。

歳出につきましては、1款1項1目 一般管理費に補正額77万円を追加するものでございます。

以上で、議案第8号「専決処分について（令和2年度国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号））」について説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い致します。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「専決処分について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第9号「専決処分について（甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度

任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について）」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の9ページをご覧願います。

この専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次の10ページをご覧願います。

この専決処分は、一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、本組合職員の給与改定を行うにつきましては、条例改正に係る基準日が本年12月1日であることから、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をするものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の右上に議案第9号と書かれました「給与改定の概要」をご覧願います。

初めに、1の甲府地区広域行政事務組合職員給与条例につきましては、一般職員及び特定幹部職員における、本年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引下げ、令和3年度以降は、引下げました0.05月分を、6月期と12月期が均等となるよう、0.025月分ずつ再配分するものでございます。これにより、年間の期末・勤勉手当の支給月数は4.5月から4.45月となります。

2の甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、会計年度任用職員の期末手当は、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例に準じた支給割合となります。本年12月期の期末手当については、職員給与条例の本改正に伴う規定を適用しないものとし、0.05月分の引下げについては、令和3年度以降適用するものであります。

以上が今回の給与改定の概要でございます。

続きまして、一部改正条例についてご説明申し上げます。

議案集の11ページとあわせまして、右上に議案第9号と書かれました「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例新旧対照表」をご覧願います。

なお、新旧対照表につきましては、左側が改正後の、また、右側が改正前の、

それぞれの条文となっておりまして、下線部分が改正箇所となっております。

初めに、改正条例第1条になります、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例は、本年12月に支給する、一般職員及び特定幹部職員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

内容につきましては、第31条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、また「100分の110」を「100分の105」に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをご覧願います。

改正条例第2条になります、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例は、ただ今、ご説明いたしました改正条例第1条で改定した期末手当の支給割合を、令和3年度以降支給する、6月期と12月期の期末手当が均等となるよう、再配分するものでございます。

内容につきましては、第31条第2項及び第3項中にあります、改正条例第1条で改定した「100分の125」を「100分の127.5」に、また「100分の105」を「100分の107.5」に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の3ページをご覧願います。

改正条例第3条は、甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改定するものでございます。

先ほどの「給与改定の概要」でご説明いたしましたとおり、会計年度任用職員の令和2年12月に支給する期末手当については、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の本改正に伴う規定を適用しない特例措置の附則を設けるものであります。

最後に、議案集の11ページの附則でございますが、この条例の施行日を令和2年12月1日と定めるものであります。

ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第9号「専決処分について（甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改定する条例制定について）」説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い致します。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木内直子君。

○議員（木内直子君） 本議案は、職員及び会計年度任用職員の期末手当の引き下げとなることから、反対をいたします。

以上です。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第10号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第10号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の13ページをご覧願います。

この決算認定につきましては、本年9月15日に乙黒環、五味武彦、両監査委員の審査を受けまして、9月25日付で、予算執行状況等について、適正である旨の意見書が提出されたところでございます。

内容につきましては、配付いたしました「令和元年度甲府地区広域行政事務組合一般会計・特別会計歳入歳出及び基金運用状況審査意見書」のとおりでございます。

それでは、各会計別決算のうち、事務局所管の決算事項別内容について、ご説明申し上げます。

なお、金額につきましては、決算書に記載されておりますので、一部を除き省略をさせていただきますが、ご理解を頂きたいと存じます。

恐れ入りますが、令和元年度歳入歳出決算書の1ページをご覧願います。

令和元年度甲府地区広域行政事務組合歳入歳出決算一覧表でございます。

最下欄の合計欄でありますが、本組合の一般会計及び4つの特別会計を合わせました、5会計の合計でございます。予算現額36億8,184万2千円に

対しまして、収入済額 36億8,791万2,932円、支出済額 36億2,730万2,252円、差引残額 6,061万0,680円でございます。

なお、各会計別の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

これら差引残額のうち、一般会計及び消防事業特別会計の2会計の合計 6,017万8,776円につきましては、財政調整基金へ積み立てをいたしました。

また、国母公園管理事業特別会計の差引残額 43万1,904円につきましては、今年度予算に繰り越しをするものでございます。

なお、この繰り越しにつきましては、本議会へ議案第12号、繰越金の増額に係ります、補正予算案として提出をいたします。

次に、決算書の24ページをご覧願います。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額 5,112万4,483円、歳出総額 4,808万9,410円、歳入歳出差引額につきましては、303万5,073円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、同額でございます。

なお、差引額につきましては、決算剰余金といたしまして、地方自治法及び甲府地区広域行政事務組合財政調整基金条例に基づき、財政調整基金に積み立てをいたしました。

次に、25ページ、26ページをご覧願います。

歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1款1項1目 組合運営費負担金は、組織市町からの負担金でございます。

次に、2款1項1目 利子及び配当金は、財政調整基金、職員退職手当金支払準備基金、消防施設整備事業等基金の運用利子収入でございます。

なお、当該利子の収入につきましては、歳出の基金積立金に計上いたしまして、各基金に積み立てを致しました。

27ページ、28ページをご覧願います。

5款2項1目 雜入は、甲府市福利厚生組合より、厚生事業会計の繰越剰余金の一部事業主負担金の返金及び組合事務局の嘱託職員1名分の雇用保険料の本人負担分でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額

5, 157万円、調定額、収入済額とともに5, 112万4, 483円でございます。

次に、29ページ、30ページをご覧願います。

歳出でございますが、1款1項1目 議会費の主なものについてご説明申し上げます。

1節 報酬は、組合議員24名分の報酬でございます。

9節 旅費は、組合議員の行政視察研修に係わります旅費等でございます。

11節 需用費は、地方議会事務提要の追録代でございます。

12節 役務費は、議場の名札の書き換え手数料及び郵便料等でございます。

14節 使用料及び賃借料は、議員行政視察研修の際の大型バスの借上げ料、及び議員懇話会の会場借上げ料でございます。

次に、2款1項1目 一般管理費の主なものについてご説明申し上げます。

1節 報酬は、特別職5名分と事務局嘱託職員1名分の報酬でございます。

2節 給料から4節 共済費までにつきましては、事務局職員4名分の人工費でございます。

8節 報償費は、組合職員退職者への記念品代でございます。

10節 交際費は、組合議員のご家族が亡くなられた為の生花代でございます。

11節 需用費は、消耗品費、自動車燃料費及び印刷製本費が、主なものでございます。

31ページ、32ページをご覧願います。

12節 役務費は、電信電話料及び職員の定期健康診断手数料、自動車共済分担金等でございます。

13節 委託料は、組合例規集システム更新データ作成業務費でございます。

14節 使用料及び賃借料は、例規執務サポートシステム、また、事務局連絡用自動車及び複写機のリース料等でございます。

19節 負担金補助及び交付金は、職員福利厚生組合事業主負担金でございます。

25節 積立金は、事務局職員1名分の職員退職手当支払準備基金への積立金でございます。

次に、2款1項2目 公平委員会費でございますが、1節の報酬は、公平委員3名分の報酬でございます。

次に、2款1項3目 財政調整基金費から2款1項5目 消防施設整備事業等基金費の25節 積立金につきましては、先程、歳入の利子及び配当金でご説明申し上げました、各基金の利子収入を、これらの基金に積み立てをしたものでございます。

次に、2款2項1目 監査委員費でございますが、1節 報酬は、監査委員2名の報酬でございます。

11節 需用費は、平成30年度歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに令和元年度定期監査報告書の印刷製本に要しました経費でございます。

次の3款1項1目 予備費につきましては、執行事案はございませんでした。

以上、歳出合計につきましては、予算現額5,157万円、支出済額4,808万9,410円、不用額348万590円でございます。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、ふるさと市町村圏事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

34ページをご覧願います。

ふるさと市町村圏事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出、総額ともに同額の182万4,848円、歳入歳出差引額につきましては0円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は0円でございます。

35ページ、36ページをご覧願います。

歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

2款1項1目 利子及び配当金でございますが、ふるさと市町村圏基金の運用利子収入でございます。

3款1項1目 ふるさと市町村圏基金繰入金でございますが、基金から繰り入れまして、事業の執行経費に充当したものでございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに190万円、調定額、収入済額ともに182万4,848円でございます。

続きまして、37ページ、38ページをご覧願います。

歳出でございます。

1款1項1目 事業費のうち、9節 旅費は「親子防災体験研修」の事務局職員4名分の旅費でございます。

11節 需用費は、「親子防災体験研修」の事業に要しましたものでございます。

12節 役務費は、組合ホームページインターネット回線接続料が主なものでございます。

13節 委託料は、「組合ホームページ」の運用保守管理費でございます。

14節 使用料及び賃借料は、「親子防災体験研修」のためのバス借上料でございます。

28節 繰出金につきましては、視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計につきましては、予算現額190万円、支出済額182万4,848円、不用額7万5,152円でございます。

なお、ふるさと市町村圏事業特別会計につきましては、令和元年度をもちまして、終了となった事業でございます。

以上で、ふるさと市町村圏事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、視聴覚ライブラリー事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

54ページをご覧願います。

視聴覚ライブラリー事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出、総額ともに同額の12万5,300円、歳入歳出差引額につきましては0円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は0円でございます。

55ページ、56ページをご覧願います。

歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

2款1項1目 ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金は、当該会計からの繰入金により、事業を執行しているものでございます。

歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現

額ともに17万円、調定額、収入済額ともに12万5,300円でございます。

次に、57ページ、58ページをご覧願います。

歳出についてご説明申し上げます。

1節 報酬は、教育委員会委員5名分の報酬でございます。

2節 役務費は、視聴覚ライブラリー事業に用いていました不用物品の処分費でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに17万円、支出済額12万5,300円、不用額4万4,700円でございます。

なお、視聴覚ライブラリー事業特別会計につきましても、令和元年度をもちまして、終了となった事業でございます。

以上で、視聴覚ライブラリー事業特別会計の説明を終らせていただきます。

続きまして、国母公園管理事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

60ページをご覧願います。

国母公園管理事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,841万8,080円、歳出総額1,798万6,176円、歳入歳出差引額につきましては、43万1,904円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

61ページ、62ページをご覧願います。

歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1款1項1目 国母公園管理負担金は、関係市町であります甲府市、中央市、昭和町からの負担金でございます。

2款1項1目 公園使用料は、有料運動施設の使用料及び公園の占有使用料でございます。

3款1項1目 利子及び配当金は、国母公園管理基金の運用利子収入でございます。

5款1項1目 繰越金は、平成30年度の決算剰余金を令和元年度予算へ繰越したものでございます。

このことにつきましては、令和元年12月組合議会定例会におきまして、増額補正の議決をいただき、基金に積み立てをしたものでございます。

63ページ、64ページをご覧願います。

6款2項1目 雑入は、国母公園管理事務所内に入居しています、国母工業団地工業会からの光熱水費相当分及び嘱託職員3名の雇用保険料の本人負担分でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額1,702万円、補正予算額210万4千円の増、予算現額1,912万4千円、調定額、収入済額ともに1,841万8,080円でございます。

65ページ、66ページをご覧願います。

歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1款1項1目 一般管理費でございますが、1節 報酬及び4節 共済費は、嘱託職員3名の入件費でございます。

11節 需用費は、消耗品費、光熱水費が主なものでございます。

12節 役務費は、電信電話料、公園内の樹木の整枝剪定料が主なものでございます。

13節 委託料は、国母公園内の清掃作業業務委託費が主なものでございます。

14節 使用料及び賃借料は、管理事務所で使用しております複写機等のリース料が主なものでございます。

15節 工事請負費は、漏水による給水管改修工事でございます。

19節 負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に伴う補助金でございます。

25節 積立金は、国母公園管理基金への積立金でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額1,702万円、補正予算額210万4千円の増、予算現額1,912万4千円、支出済額1,798万6,176円、不用額113万7,824円でございます。

以上で、事務局所管の4つの会計についての説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、この後、塩田総務課長からご説明申し上げます。

○議長（金丸三郎君） 塩田総務課長。

○塩田総務課長（塩田喜夫君） それでは、引き続き、令和元年度消防事業特別会計の決算の内容につきまして、説明いたします。

なお、金額につきましては、一部を除き省略させていただきます。

それでは、お手元の資料「令和元年度歳入歳出決算書」の40ページをお開きいただきたいと存じます。

令和元年度消防事業特別会計の実質収支に関する調書であります、歳入総額は、36億1,642万221円、歳出総額は、35億5,927万6,518円、歳入歳出差引額は5,714万3,703円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額であります。

なお、この差引額につきましては、決算剰余金といたしまして、地方自治法及び本組合の財政調整基金条例に基づき、同基金に積み立てております。

続きまして、41・42ページをお開きいただきたいと存じます。

「歳入決算事項別明細書」であります、以下、項目に沿って内容を説明いたします。

まず、1款1項1目 消防費負担金でありますが、本組合規約に基づく、組織市・町からの常備消防費負担金などを収入したものであります。

次に、2款1項1目 消防手数料でありますが、本組合手数料条例に基づく、消防危険物許認可申請手数料などを収入したものであります。

次に、3款1項1目 消防費国庫補助金でありますが、高機能消防指令センター情報系システム更新事業委託業務に係る消防防災施設整備費補助金であります。補正額につきましては、事業費確定に伴い、減額したものであります。

次に、5款1項1目 財産貸付収入でありますが、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次の43・44ページをお開きいただきたいと存じます。

6款1項2目 職員退職手当金支払準備基金繰入金でありますが、職員の退職手当を基金から繰り入れたものであります。

次に、6款1項3目 消防施設整備事業等基金繰入金でありますが、西署化学車、昭和出張所高規格救急車及び西署震災用自動二輪車の消防車両更新整備3台並びに消防本部及び南消防署トイレ洋式化工事等に係る費用の財源として基金から繰り入れたものであります。補正額につきましては、各事業費の確定

に伴い、減額したものであります。

次に、8款1項1目 預金利子でありますが、歳計現金に係る預金利子を収入したものであります。

次に、8款2項1目 雜入でありますが、中央自動車道等における救急業務支弁金及び送電線線下補償料などであります。

次の45・46ページをお開きいただきたいと存じます。

9款1項1目 消防債でありますが、西署化学車及び昭和出張所高規格救急車の消防車両更新整備2台並びに高機能消防指令センター情報系更新事業委託業務に係る費用の財源として消防債を収入したものであります。補正額につきましては、各事業費の確定に伴い減額したものであります。

以上、歳入合計は、最下欄に記載してありますように、当初予算額36億2,660万5千円、補正予算額1,752万7千円の減額、予算現額36億907万8千円、調定額、収入済額とともに、36億1,642万221円であります。

次の47・48ページをお開きいただきたいと存じます、歳出について説明いたします。

以下、項目に沿って、内容を説明させていただきます。

金額につきましては、決算状況資料に記載されておりますので、省略させていただきます。なお、備考欄に主な使途を記載しております。

まず、1款1項1目 常備消防費でありますが、警防・救急・救助活動のほか、人件費、火災予防対策、震災対策、高度情報化対策等、各種消防活動に要した経費であります。

初めに、1節 報酬でありますが、非常勤嘱託職員、延べ11名分の報酬に要した経費であります。不用額の要因であります。当初採用予定しておりました嘱託職員数が減となったことによるものでございます。

次に、2節 給料から4節 共済費でありますが、消防職員337名分の人件費に要した経費であります。不用額の要因であります。中途退職及び育児休業等の給料並びに時間外勤務手当等の職員手当等が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、8節 報償費でありますが、火災の早期発見及び初期消火等の消防協

力者に対する、表彰記念品などに要した経費であります。

次に、9節 旅費でありますが、消防大学校入校や指導救命士養成研修及び各種会議の出席などに要した経費であります。不用額の主な要因でありますと、救助技術関東地区指導会及び全国消防救助技術大会への出場隊員数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、10節 交際費でありますが、消防行政の円滑な運営のため、消防長が消防本部を代表して、外部との交際に要した経費であります。

次に、11節 需用費でありますが、消耗品費、被服費、自動車燃料費、光熱水費、建物修繕費などが主な経費であります。不用額の主な要因でありますと、自動車燃料費に要する経費が燃料単価の変動により、当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、12節 役務費でありますが、電信電話料や消防車両の保険料などに要した経費であります。

次に、13節 委託料でありますが、高機能消防指令センター保守点検業務委託をはじめ、全44件の業務委託に要した経費であります。不用額の主な要因でありますと、契約差金によるものでございます。

次に、14節 使用料及び賃借料でありますが、庁内ネットワークシステムの賃借料のほか、庁内車両のリース料や複写機リース料などに要した経費であります。

次に、18節 備品購入費でありますが、仮眠用ベッド、空気呼吸器用軽量ポンベや救命ボート一式などの購入に要した経費であります。

次の49・50ページを、開きいただきたいと存じます。

19節 負担金補助及び交付金でありますが、甲府防火協会補助金及び山梨県消防学校入校費負担金、福利厚生組合事業主負担金などの負担金及び補助金に支出したものであります。不用額の主な要因でありますと、大型自動車免許取得に係る補助金等の減額によるものであります。

次に、25節 積立金でありますが、本組合の職員退職手当金支払準備基金への積立金であります。

次に、27節 公課費でありますが、消防車両27台の自動車重量税の納付に要した経費であります。

次に、1款1項2目 消防施設費ですが、災害活動の拠点である、消防庁舎の改修や消防車両の更新整備に要した経費であります。補正額につきましては、工事請負費及び備品購入費における各事業費の確定に伴い1,752万7千円を減額したものであります。

まず、9節 旅費でありますが、消防車両の更新整備に伴う中間検査を実施するための旅費に要した経費であります。

次に、11節 需用費でありますが、自家用発電設備部品交換等整備事業に要した経費でございます。

次に、13節 委託料でありますが、高機能消防指令センター情報系システム更新事業委託業務に要した経費でございます。

次に、15節 工事請負費でありますが、西消防署外壁他工事等に要した経費であります。

次に、18節 備品購入費でありますが、西署化学消防ポンプ車及び昭和出張所高規格救急車並びに西署震災用自動二輪車の車両更新整備3台に要した経費であります。

次に、25節 積立金でありますが、本組合の消防施設整備事業等基金への積立金であります。

次の51・52ページをお開きいただきたいと存じます。

2款1項1目 元金及び2目 利子でありますが、平成25年度の高機能指令センター改修工事及び消防救急デジタル無線整備事業をはじめ、全24件に係る消防債の元金償還及び利子の支払いに要した経費であります。

以上、歳出合計は、最下欄に記載してありますように当初予算額36億2,660万5千円、補正予算額1,752万7千円の減額、予算現額36億907万8千円、支出済額35億5,927万6,518円、不用額4,980万1,482円であります。なお、不用額の主な要因につきましては、報酬、給料、職員手当等及び事業費が当初の見込みを下回ったためであります。

以上で、消防事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

輿石修君。

○輿石修君 5番目の国母公園管理事業特別会計についてお尋ねします。

一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び基金運用状況審査意見書のどちらも20ページですが、国母公園管理事業特別会計の歳入で2款の使用料及び手数料が、令和元年度が約156万円ですが、その前年の平成30年度は272万円で、金額で概ね110万円で4割も減っていますが、これは利用者が少なくなったことによるものかお伺いします。

○議長（金丸三郎君） 長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） お答えします。令和元年度の使用料及び手数料が、前年度と比較しますと110万円ほど減額となりましたことは、施設の老朽化に伴い、利用者が年々減り、使用料収入も合わせて減額となってきたのも一つの要因ではございますが、主な要因は、平成30年度に一過性の大型イベントが開催され、81万円余の使用料収入が臨時的にあったためございます。

なお、有料運動施設の利用者数等は、ここ数年減り続けておりまして、10年前の平成22年度と比較しますと、令和元年度は、利用申請組数で約20%の減の1,182組、利用者数では35%減の15,270人となっております。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 輿石修君。

○輿石修君 概ね了解しました。利用者数の減少も気になりますが、今の説明の中で施設の老朽化に伴って利用者が減ってきている、また、先ほどの管理事務所の修理の専決処分の理由でも、長年の風雨等により屋根が壊れたとの説明がありましたので、各施設の老朽化が心配されます。

また、利用者からは、テニスコートが一部破損していて使いにくいとか、トイレが老朽化しているという話も聞いたことがあります、現在の施設の状況と、整備はどのようにになっているか伺います。

○議長（金丸三郎君） 長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） お答えします。令和元年度に行った施設整備としましては、運動広場近くに埋設されておりました給水管が老朽化のため漏

水し、運動広場のトイレ等の利用に支障をきたしたため、給水管改修工事を行いました。

また、テニスコートにつきましては、ご指摘のとおり、老朽化により、ひび割れている箇所があり、修繕を行いたいのですが、業者にお願いをしますと、簡易的な補修でも200万円余の経費が必要となります。その他にも、修繕が必要な箇所がありますが、財政的に厳しいところから、なかなか業者にはお願いできないのが現状でございます。

しかしながら、公園を管理している会計年度任用職員が、テニスコートに限らず、壁やベンチの塗装、歩道の補修など、できる範囲で修繕を行ってくれていますので、何とか対応できています。

なお、公園が建設され40年以上が経過していることから、全体的に老朽化が進んでいるため、施設の修繕は、漏水対策などの不具合に対する対処療法的なものではなく、ここ数年のうちには、テニスコートの全面改修や水銀灯の廃止に伴う夜間照明のLED化など、数千万円単位の大型補修工事を実施しなければならないと思われます。

その他に、利用者からは「トイレが暗く、また、和式なので使いにくい」「階段に手すりを付けて欲しい」などの要望が寄せられていることも承知しておりますので、今後の施設の補修等の対応につきまして、組織市町と協議を始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君）　輿石修君。

○輿石修君　承知しました。利用する方が、安心して利用できる公園として、維持していくためには修繕等が必要です。

利用者から要望のあったトイレの改修は、改修経費に比較して利用者の満足度は高いと思われます。

財政状況が厳しいことは、十分承知しておりますが、利用者の減少に歯止めをかけるためにも、計画的に施設の整備・修繕を行っていくことを強く要望して行くとともに、国母公園は甲府市のハザードマップを見ますと、比較的、水害の時は浸水が少ない所でありますから、逆に言えば安全なところなので、地域によって一時避難所にと要望も出ています。

国母公園の住所は昭和町ですから、昭和町と当局と打ち合わせをする中でですが、また、避難所としても使いたいという話も出ていますので、やはり避難所となった場合には、トイレの改修を行っていただきたいと思いますので、いろいろ改修しなければならないと思いますけど、真っ先にトイレの改修を要望しまして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はありませんか。

内藤久歳君。

○内藤久歳君 50ページの19節の負担金補助及び交付金に大型自動車等運転免許取得に係る補助金が載っているんですけど、これに対して内容はどういうものでしょうか。その辺のところを。

○議長（金丸三郎君） 塩田総務課長。

○塩田総務課長（塩田喜夫君） ただ今のご質問にお答えいたします。大型自動車運転免許取得に係る補助金というものは、当初一人20万円かかるということで、12名分240万円を当初予算としておりましたが、執行しましたところ、134万3,805円ということで、不用額が105万6,195円となっております。

その理由につきましては、各自が持っている免許証、例えば、中型免許を持ってたり、普通車免許を持ってたりということで、大型自動車の取得に係る補助金が少なくなったものでございます。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 内藤久歳君。

○内藤久歳君 消防車など様々な機能的なものがあるじゃないですかね、例えば、高いはしご車など特殊な自動車に関する免許っていうか、そういうものはあるんですか。単なる大型車だけなのか、消防に関わるものは無いのか。

○議長（金丸三郎君） 塩田総務課長。

○塩田総務課長（塩田喜夫君） 免許の種類に関しましては、大型免許以上のものはございません。それ以上の特殊な免許はございません。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 内藤久歳君。

○内藤久歳君 普通じゃ、大型免許を持っていれば、いわゆる消防車、特殊車両になると思うけど、はしご車ですね、そういうものも一般的な道路交通法に定められた大型免許を持っていれば、誰でも運転できるっていう、そういう認識ですか。

○議長（金丸三郎君） 塩田総務課長。

○塩田総務課長（塩田喜夫君） はしご車の運転につきましては、免許としては大型免許で十分でございますが、はしご車を運転する前にですね、はしご車の研修を実施しております、はしご車を運行しております。また、玉掛け等のクレーンとかの特殊技術につきましては、別の講習を受けまして資格を取っているところでございます。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 内藤久歳君。

○内藤久歳君 そういうことに関する、毎年予算を取って何人か免許を取得していると思うんですけど、大体、年度毎に目標があって、何名受けさせるなど明確に計画があるですか。

○議長（金丸三郎君） 塩田総務課長。

○塩田総務課長（塩田喜夫君） 人事の方の計画でございますが、通常、先ほど申し上げましたように、12人ほどの予算を取っているところでございます。

以上です。

○議長（金丸三郎君） よろしいですか。

○内藤久歳君 はい。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第11号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）」について、当局の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田喜夫君） それでは、議案第11号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にございます議案集の 15 ページをお開きいただきたいと存じます。

この補正の内容につきましては、甲府市派遣職員退職手当等に係る常備消防費及び消防施設等整備事業に係る消防本部庁舎冷温水発生機改修工事 3 件の施設整備並びに 2 台の車両更新整備に伴う補正であります。歳入、歳出とともに、2,072万5千円を減額し、補正後の歳入、歳出予算の総額は、それぞれ、35億5,692万9千円とするものであります。また、地方債の補正につきましては、起債充当事業費が確定いたしましたので、借入れ限度額を変更するものであります。

次に、18 ページ、19 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、1 款 1 項 1 目 消防費負担金につきましては、甲府市からの派遣職員が消防本部で定年退職を迎える際の退職金に係る甲府市からの特別負担金を当初予算として計上しておりましたが、人事異動により消防本部で定年退職を迎えることなくなりましたことから、2,197万8千円を減額するものであります。

次に、3 款 1 項 1 目 消防費国庫補助金につきましては、消防車両の更新整備に係る事業費確定に伴い、国庫補助金が減額になったことから、75万1千円を減額するものであります。

次に、6 款 1 項 基金繰入金につきまして、目ごとにご説明いたします。

6 款 1 項 2 目 退職手当金支払準備基金繰入金につきましては、中途退職者発生等に伴い、退職手当の基金繰入が増額になったことから 57 万 8 千円を増額するものであります。

6 款 1 項 3 目 消防施設整備事業等基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う、仮眠室内に既に設置してある飛沫防止シートを耐久性のあるカーテンに交換する工事、西署訓練塔改修工事の追加事業等に伴い、592 万 6 千円を増額するものであります。

以上、6 款 1 項 基金繰入金につきましては、2 目、3 目合計で 650 万 4 千円を増額するものであります。

次に、9 款 1 項 1 目 消防債は消防車両の更新整備に係る事業費確定に伴い、450 万円を減額するものであります。

以上のことから歳入合計につきましては、2,072万5千円の減額となります。

20ページ、21ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款1項1目 常備消防費につきましては、甲府市派遣職員1名分の退職手当の減額及び甲府市派遣職員の消防本部在職分の退職手当を甲府市に負担するための負担金の増額により2,140万円を減額するものであります。

1款1項2目 消防施設費につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う、仮眠室内に既に設置してある飛沫防止シートを耐久性のあるカーテンに交換する工事等の追加事業による増額、消防車両の更新整備等の事業費確定に伴う減額により、67万5千円を増額するものであります。

以上のことから歳出合計につきましては、歳入と同額の2,072万5千円の減額となります。

以上で、議案第11号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）」について、説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い致します。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第2号）」について当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第12号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の23ページをご覧願います。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国母公園有料運動施設の利用者が減り、使用料収入が当初見込みを下回り、歳入不足となること

から、使用料収入減額見込み額を国母公園管理基金から繰り入れるものでございます。

また、令和元年度決算剰余金を本年度予算に繰越金として計上し、国母公園管理基金に積立てるものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ、43万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出、それぞれ1,785万1千円とするものでございます。

次に26ページ、27ページをご覧願います。

歳入でございますが、2款1項1目 公園使用料は、当初予算225万5千円から、補正額としまして、使用料収入減額見込み額146万2千円を減額するものであります。

4款1項1目 国母公園管理基金繰入金は、当初予算77万1千円に、補正額としまして、使用料収入減額見込み額146万2千円を国母公園管理基金から繰り入れるものであります。

5款1項1目 繰越金は、令和元年度決算剰余金43万1千円を令和2年度予算に繰越すものであります。

歳出につきましては、1款1項1目 一般管理費に43万1千円を追加し、国母公園管理基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第12号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第2号）」について、説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い致します。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」当局の説明を求めます。

宮下予防課長。

○総務課長（宮下光夫君） それでは、議案第13号「甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の29ページから31ページと併せまして、お手元の右上に議案第13号と書かれましたA4縦版資料、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の概要をご覧願います。

今回、火災予防条例の一部を改正するについては、近年、電気自動車等に搭載される電池が大容量化したことに伴い、高電圧、大電流化した急速充電設備の普及が予想されることから、当該設備に係る火災予防上の必要な安全対策について、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは概要につきましてご説明させていただきます。

1の改正理由ですが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が施行されることにより、電気自動車等を充電するための急速充電設備について、所要の規定の整備が行われることから、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正するものであります。

2の改正する主な内容ですが、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するとともに、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するものであり、また、急速充電設備については、全出力50キロワット以下のものを除き、消防長又は消防署長への届出が義務化されたものであります。

それでは、お手元の右上に議案第13号と書かれました甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の新旧対照表をご覧ください。左側が改正後の、また右側が改正前の、それぞれの条文となっておりまして、下線部分が改正箇所となっております。

それでは、改正規定等についての説明をさせていただきます。

燃料電池発電設備について規定されております、第8条の3の下線部分につきましては、火災予防条例の引用箇所を改めるものであります。

次に、急速充電設備について、規定されております第11条の2につきましては、これまで全出力50キロワットを超える急速充電設備は、変電設備の規制の対象となっており、当該規制は自動車等の充電を行うことが想定されてお

らず、不都合が生じておりました。また、近年、全出力 50 キロワットを超える急速充電設備の需要の増加に伴い、普及が更に加速することが予想されることから、全国統一的な基準として、急速充電設備の最大出力を 200 キロワットまで拡大し、合わせて位置、構造及び管理等について、火災予防上必要な措置を定めるものであり、第 1 項中の下線部分につきましては、電気自動車等を追加するとともに、火災予防条例の引用箇所を追加し、2 ページの全出力 50 キロワットを 200 キロワットに改めるものであります。

次に、2 ページの第 11 条の 2 に新設されました第 1 号についてご説明いたします。

急速充電設備を屋外に設ける場合にあっては、外部からの火災により、急速充電設備が延焼の媒体となることを防止するため、建築物から 3 メートル以上の距離を保つなどの措置を規定したものであります。

次に、第 2 号から第 12 号までの号のズレを改め、下線部分の「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改めるものであります。

次に、新設されました第 13 号は、全出力の上限が 200 キロワットまで拡大されたことに伴い、充電用ケーブルが従来と比べ、太く、重くなることが想定されることから、電気自動車等への充電操作を行う際、コネクターが落下し、損傷することによる出火を防止するための措置を講ずることを規定したものであります。

続きまして、2 ページ、3 ページに関わります、新設されました第 14 号について、ご説明いたします。

充電用ケーブルの発熱を防止するため、冷却する機構を有した急速充電設備については、冷却液が漏れたとしても、内部の基板等には影響しない構造とし、液体の流量及び温度の異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずることを規定したものであります。

次に、新設されました第 15 号は、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有する急速充電設備にあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を検知した場合、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずることを規定したものであります。

次に、第16号は、号のズレを改めイにあっては、「異常な高温とならないこと。」以外を削除し、新設されたウについては、異常な高温又は低温を検知した場合、急速充電設備を自動的に停止させることを規定し、エにあっては、制御機能の異常を検知した場合、急速充電設備を自動的に停止させることを規定したものであります。

次に、第17号及び第18号は、号のズレを改めるものであります。

続きまして、4ページをご覧ください。

水素ガスを充填する気球について規定されております、第17条中の充てんを漢字に改めるものであります。

次に、火を使用する設備等の設置の届出 第44条第10号に、これまで届け出義務のなかった急速充電設備について、消防長又は消防署長に届け出るよう規定したものであり、第11号から第15号は、号のズレを改め、第15号の充てんを漢字に改めるものであります。

最後に、附則につきましてご説明いたします。

議案集の30ページ、31ページをご覧ください。

施行期日を令和3年4月1日からといたしまして、経過措置をこの条例の施行に際し、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、従前の例によるものといたします。

以上で、「甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定」の説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い致します。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「公平委員会委員の選任について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第14号「公平委員会委員の

選任について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の 33 ページ、34 ページをご覧願います。

公平委員会委員の選任につきましては、本組合の公平委員会委員のうち、横山善宏氏が本年 12 月 25 日に任期満了となりますことから、後任といたしまして、甲斐市からご推選をいただきました、長田修氏を本組合公平委員会委員として選任するにつきましては、議会の同意を必要とすることから、提案するものでございます。

以上で、議案第 14 号「公平委員会委員の選任について」説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願ひ致します。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 8 号から議案第 14 号までの審査を終了します。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後 3 時 4 分